

美術

内容の取扱いと指導上の留意点はどうか。(概略)

美術の表現及び鑑賞の指導については、以下の(1)～(5)の事項について配慮して行わなければならない。

2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。

ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。

イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。

ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

表現形式や技法、材料など

スケッチの活用、映像メディアの活用、多様な表現方法の活用、日本及び諸外国の独特な表現形式、漫画、イラストレーション、図、地域の材料や題材などを取り上げるなど

- (2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。

鑑賞の題材、美術館等の活用

- (3) 主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。

夢や目標と自己実現

- (4) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また、各表現の完成段階で作品を発表し合い、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をすること。

他者と学び合うこと、共同で行う創造活動

- (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。

知的財産権や肖像権